

正 誤

埼玉県人事委員会規則七―一〇四一（令和三年三月三十日第九十五号）中訂正

ページ 行

一 前から十一

誤

「副参事」を 「副参事」
参与（総務部の参与に限る。）」

正

「家畜衛生幹 「家畜衛生幹
副参事」を 副参事」
参与（総務部の参与に限る。）」